



県章

滋賀県公報

令和6年(2024年)
9月6日
号外(1)
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 監査委員公告

監査の結果に関する報告に添えて提出した意見に対し、講じた措置の内容の公表公告..... 1

監査委員公告

監査の結果に関する報告に添えて提出した意見に対し、講じた措置の内容の公表公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第10項の規定により監査の結果に関する報告に添えて提出した意見に対し、知事から講じた措置の内容の通知があったので、次のとおり公表する。

令和6年9月6日

滋賀県監査委員 駒井千代博
" 奥博
" 村尾慎哉
" 河瀬隆雄

監査の結果に関する報告に添えて提出した意見に対し、講じた措置の内容の通知に係る事項

監査結果報告年月日 令和6年3月26日

監査の意見

(i) 長期経営計画を踏まえた第4期中期経営改善計画の適切な目標設定について(一般社団法人滋賀県造林公社)

一般社団法人滋賀県造林公社(以下、「公社」という。)においては、経営改善に向けた取組を着実に進めるため、一般社団法人滋賀県造林公社の健全な経営の確保のための県の特別な関与に関する条例(以下、「条例」という。)に基づき、平成23年度に長期経営計画(以下、「長期計画」という。)を、5年ごとに中期経営改善計画(以下、「中期計画」という。)を策定することとなっている。また、条例において、「知事は、公社に対し、毎事業年度終了後、事業の実施状況その他規則で定める経営に関する事項について自ら評価を行い、その結果を報告するよう求めるもの」とされており、公社からの報告に対して、県は、必要な指導または助言を行った内容について、議会に報告されている。

長期計画は、平成23年度から令和50年度までの期間における長期の経営見通しおよび目標に関する計画であり、中期計画は長期計画の目標を達成するため必要な事項を定めた5年を1期とする経営の改善に関する計画である。

中期計画は長期計画に基づく5年ごとの短期的な実施計画として位置づけられているものであることから、中期計画で掲げられる目標数値は長期計画の目標数値を前提に設定されるべきものとする。

しかしながら、中期計画において設定されている数値目標のうち、例えば分収造林事業の収益について、長期計画の目標数値の約10分の1程度の数値で目標設定されている。

さらに令和5年度からは、旧びわ湖造林公社分の伐採も開始されており、今後、分収造林事業収益の長期計画との乖離は拡大することが想定される。

公社においては、令和7年度に、令和8年度から令和12年度を計画期間とする次期中期計画(第4期)を策定する予定となっている。

については、長期計画を踏まえた次期中期計画の適切な目標設定について、県と連携を密にし、検討を進められたい。

当該監査の意見に対し「一般社団法人滋賀県造林公社」が講じた措置の内容

長期計画は、平成23年度から令和50年度までの58年間にわたる超長期の計画であり、当時の社会経済情勢を基に将来の伐採収益を見込み策定されたものである。

一方で、中期計画は、長期計画が超長期の計画であり、その間に、様々な自然環境の影響を受けながら、事業地や立木の状況が変わっていくこと、また、収益につながる木材需要や木材価格、労務費、さらには林業や木材産業に対する国や県の補助金等の支援策は、その時々々の社会経済情勢の動向に大きく影響を受けて変化することから、それらの状況を反映した実行計画として5年ごとに策定しており、その目標値は、結果として長期計画の目標値と乖離が生じている。

そのため、今後の長期計画および中期計画の考え方、進行管理も含めた取扱いについて滋賀県が実施される、公社の分収造林事業のあり方検討とも連携し、長期計画、次期中期計画の目標設定について検討を行う。

当該監査の意見に対し「県」が講じた措置の内容

(琵琶湖環境部森林政策課)

中期計画については、その目標値が長期計画の目標値と比べ、確実に達成可能な水準にまで大幅に引き下げられている一方で、長期計画への反映を行っていないことから、結果的に長期計画と実績に大幅な乖離が生じている。

そのため、今後、県において、公社の分収造林事業のあり方検討を行い、長期計画および中期計画の考え方、進行管理および評価手法も含めた取扱いについて、検討を行う。